

令和7年度第1回田村市公共交通活性化協議会 次第

日 時 令和7年6月11日（水）

午後2時00分～

場 所 田村市役所 107会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 協 議

（1）役員の選任について

（2）令和6年度田村市公共交通活性化協議会歳入歳出決算について

（3）田村市地域公共交通計画の実施状況について

（4）令和8年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請について

5 そ の 他

6 閉 会

令和7年度第1回田村市公共交通活性化協議会 委員及び事務局名簿

No.	委員 区分	氏 名	所 属 役 職 等	備 考
1	1号	小 野 淳 一	田村市副市長	
2	2号	磯 貝 憲 一	福島交通株式会社 郡山支社 乗合営業課 課長	
3		羽 場 愛一郎	東部自動車合資会社 代表社員	
4		柳 沼 邦 俊	有限会社 ほていやタクシー 取締役社長	
5		村 上 浩 樹	東日本旅客鉄道株式会社 東北本部 郡山統括センター 副所長	
6		宍 戸 紳一郎	公益社団法人福島県バス協会 専務理事	
7	3号	會 田 英 孝	滝根町商工会長	
8		白 石 政 法	大越町商工会長	
9		猪 瀬 明	都路町商工会長	
10		石 井 國 仲	常葉町商工会長	
11		箱 崎 伸 平	田村市商工会連絡協議会長	
12	4号	日 脇 渚 彩	国土交通省東北運輸局福島運輸支局 首席運輸企画専門官	
13	5号	小 林 元 彦	福島県県中建設事務所 主幹兼企画管理部長	
14	6号	嶋 原 一 史	田村警察署 地域交通課長	
15	7号	富 塚 忠 夫	田村市行政区長連合会長	
16		佐久間 良 一	大越地域行政区長連合会長	
17		佐久間 公 司	都路地域行政区長連合会長	
18		白 石 芳 郎	常葉地域行政区長連合会長	
19		上遠野 伸 一	船引地域行政区長連合会長	
20		先 崎 博 文	田村市PTA連合会長	
21		今 泉 清 司	田村市老人クラブ連合会長	
22	8号	鈴 木 聡	私鉄福島交通労働組合 船引支部長	
23		佐 藤 輝 雄	全福島ハイヤー・タクシー労働組合 東部自動車支部長	
24	9号	村 上 早紀子	福島大学 経済経営学類 准教授	
25		折 笠 頭 一	小野町 企画政策課長	
26		吉 田 尚 治	田村市 総務部長	事務局
27		赤 石 澤 祐一	〃 総務部 企画調整課長	事務局
28		吉 田 浩 一	〃 総務部 企画調整課 課長補佐兼係長	事務局
29		吉 田 祐	〃 総務部 企画調整課 副主査	事務局
30		國 分 駿 介	〃 総務部 企画調整課 副主査	事務局

役員の選任について

田村市公共交通活性化協議会設置要綱（平成２２年田村市告示第４号）第６条第２項の規定に基づき、田村市公共交通活性化協議会の役員（監査）を次のとおり選任する。

役職名	現行	新任
監査	箱崎伸平	非改選
監査	助川庄藏	

※箱崎伸平氏は任期の途中であるため、非改選

※任期：令和８年３月３１日まで

令和6年度田村市公共交通活性化協議会歳入歳出決算書

1 歳入

【予算区分：現年】

(単位：円)

款 項 目	当初予算額 a	補正予算額 b	現計予算額 c = a + b	決算額 d	差 引 d - c	備 考
1負担金						
1負担金						田村市負担金
1負担金	87,297,000	344,000	87,641,000	88,334,100	693,100	
1負担金						田村市負担金
1負担金						(コロナ対策分)
2負担金	0	0	0	0	0	
1負担金						田村市負担金
1負担金						(ワクチン接種者運行分)
3負担金	0	0	0	0	0	
2補助金						国庫補助金
1補助金						
1補助金	6,220,000	0	6,220,000	5,713,000	△ 507,000	
2補助金						県補助金
1補助金						
2補助金	0	0	0	0	0	
3繰越金						
1繰越金						
1繰越金	0	0	0	0	0	
4諸収入						
1諸収入						利用券購入代金、貯金利息
1諸収入	100,000	0	100,000	538,279	438,279	
歳入合計	93,617,000	344,000	93,961,000	94,585,379	624,379	

2 歳出

【予算区分：現年】

(単位：円)

款 項 目	当初予算額 a	補正予算額 b	現計予算額 c = a + b	決算額 d	残 高 c - d	備 考
1運営費						
1会議費						報酬、旅費
1会議費	602,000	0	602,000	413,906	188,094	
1運営費						消耗品、通信運搬費、振込手数料 等
2事務費						
1事務費	400,000	0	400,000	68,732	331,268	
2事業費						運行委託料
1事業費						パンフレット等印刷費
1事業費	92,615,000	344,000	92,959,000	94,102,741	△ 1,143,741	システム保守管理費
2事業費						
1事業費						
2事業費						
(コロナ対策分)	0	0	0	0	0	
2事業費						
2計画策定費						
1計画策定費	0	0	0	0	0	
2事業費						
3実証運行費						
1実証運行費	0	0	0	0	0	
3予備費						
1予備費						
1予備費	0	0	0	0	0	
歳出合計	93,617,000	344,000	93,961,000	94,585,379	△ 624,379	

実 質 収 支 額

(単位：円)

区 分	金 額
1. 歳入総額	94,585,379
2. 歳出総額	94,585,379
3. 歳入歳出差引額	0
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	0
5. 翌年度へ繰り越した事業費	0
6. 実質収支額	0

令和6年度会計監査報告

田村市公共交通活性化協議会に係る令和6年度収支決算について、関係帳簿及び証拠書類を監査した結果、適正に執行されていると認めます。

令和 7 年 5 月 16 日

監 査

箱 崎 伸 平



監 査

助 川 庄 藏



基本目標	数値指標	単位	現状値		測定値					目標値	目標値設定の考え方	目標値の設定の理由	数値の算出方法
			2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度			
基本目標1:市街地における公共交通の利便性の向上	①市街地内の利用者数	人/日	58	34	51	35	32	34		60	向上	市街地内の路線バス利用者数から、市街地における商業施設等への移動機会の拡充や地域の交流が達成されているかを評価します。	バス利用実態調査より、市街地バス停(安久津橋、安久津通り、栄町、花木内、館柄前、原、原田、源次郎、五升車、時の宮、城の内、石崎、石崎団地、船引駅前、船引高校、中の内、中町、田村市役所前、東部台三丁目、東部台四丁目、鍬ヶ池、馬場団地入口、北区入口)の乗車人数の合計。毎年8月最終金曜日の乗降者数を基準日とする。
	②路線バスの年間利用者数	人/年	68,000.0	55,000	52,573	50,329	48,549	49,338		74,000.0	向上	路線バスの年間利用者数から、利便性の高い移動手段の確保・維持がされているかを評価します。	市内路線バス(船引、移、船引・百目木、長外路経由移、古道、常葉、船引・川内、移経由葛尾)の年度利用者合計。路線再編により、対象路線が変わったとしても、市内を運行する全路線を集計対象とする。(常葉線は令和3年3月末で廃線)
	③デマンドタクシーの年間利用者数	人/年	24,000.0	21,000	23,337	25,807	32,196	32003		26,000.0	向上	デマンドタクシーの年間利用者数から、利便性の高い移動手段の確保・維持がされているかを評価します。	田村市デマンドタクシー(田村らくらくタクシー)の年度利用者合計。
基本目標2:地域の特性や実情にあった市内各地区における公共交通の利便性の維持・向上	④路線バスの収支率	%	19.6	21.2	21.2	18.2	15.8	14.6		22.0	向上	路線バスの収支率から、移動手段が継続して確保・維持できているかを評価します。	市内路線バス(船引、移、船引・百目木、長外路経由移、古道、船引・川内、移経由葛尾)の運行実績。
	⑤広域的な公共交通の年間利用者数(鉄道:船引駅)	人/日	774	652	601	608	619	JR公表前		1,400	向上	船引駅の年間利用者数から、市民、近隣市町村の住民及び来訪者等にとって、広域移動しやすい環境が整っているかを評価します。	船引駅の1日平均の乗車人員
	⑥交通拠点の整備箇所数	か所	0	0	1	0	0	0		5	増加	乗り継ぎ拠点の整備状況から、まちづくりと連動した地域公共交通が構築されているかを評価します。	市が把握する資料・データなどを用いる。
基本目標3:公共交通機関同士の連携と乗り継ぎ環境の向上	⑦乗り方教室、出前講座の開催回数	回/年	0	0	0	2	4	1		5	向上	乗り方教室、出前講座の開催回数から、達成状況进行评估します。	市及び交通事業者が把握する資料・データなどを用いる。
	⑧地域協働に向けた協議地区数	地区	0	0	0	0	0	0		5	改善	地域協働での移動手段の確保や既存の交通資源の活用等に向けて、地域との協議を行っていきます。	市が把握する資料・データなどを用いる。
基本目標4:公共交通の利用しやすさ・わかりやすさの向上	⑨財政負担額	千円/年	58,798	59000	76,783	101,194	127,341	128,687		58,000	改善	地域との協働や交通事業者の体制維持、既存資源の活用などにより、公共交通の効率性及び持続性を高め、増加傾向にある公的資金の投入額の改善を図ります。	市内路線バス(船引、移、船引・百目木、長外路経由移、古道、常葉、船引・川内、移経由葛尾)の田村市補助額、田村市デマンドタクシー(田村らくらくタクシー)の支払額(運行委託料金-運賃収入)の合計。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

田村市の公共交通体系は、鉄道とバス路線が中心であり、鉄道はＪＲ磐越東線（６駅）が郡山市、いわき市に連絡し、また、路線バスは福島交通㈱が運行する６路線と三春町が運行する３路線の計９路線がある。このほかスクールバスの運行により公共交通の確保対策を講じている。

市の公共交通の現況はモータリゼーションの進展などにより、公共交通全体の利用者数、特に路線バスの利用者数が年々減少の一途をたどっており、事業者への補助金負担等の増加など市の財政負担が増大している。一方で高齢化の影響により一人暮らしの高齢者が増えるなか、特にバスや列車が通らない交通空白地域では高齢者の足の確保が重要な課題となっている。

このため、地域公共交通確保維持改善事業により、公共交通ツールとしては財政的負担がより少なく、且つ交通空白地域を解消できる田村市デマンドタクシーを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させることが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

田村市デマンドタクシー年間利用目標人数

26,000人（2019年度24,000人、2020年度実績21,000人より向上）

内、フィーダー補助系統の対象区域での目標値は下記のとおり。

	令和7年度見込	令和8年度	令和9年度
大越町エリア	3,139人	3,310人	3,310人
滝根町エリア	2,750人	3,660人	3,660人

（田村市地域公共交通計画 P49 参照）

（２）事業の効果

移動手段を持たない高齢者等の利便性向上はもとより、若い世代の利用者等の拡大を目指す。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。

令和 6 事業年度における事業評価の結果、2 系統ともに目標を達成することができた。1 次評価では、公共交通計画に基づき、運行内容の見直しを継続して行うことで利便性の向上を図るとともに、利用方法の効果的な周知啓発に努め、コアユーザーである高齢者以外を含め広く市民へ利用促進を図ることとしているほか、2 次評価では、収集しているニーズを詳細に分析し、さらなる利用者層の拡大や利便性の向上の検討を行うことと助言された。

これを踏まえ、令和 8 事業年度においては、以下の事業を行う。

- ・ 広報紙等による更なる啓発活動を行い、利用促進を図る。(田村市)
- ・ 老人会等の集会に出向き、制度概要や利用方法等について説明する。(田村市)
- ・ 利用実績を分析し、ダイヤの改善・接続拠点等、弾力的に見直しを図る。(田村市、事業者)

(田村市地域公共交通計画 P60、65、66 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

田村市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。

7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 平成22年3月15日（平成21年度第1回） 田村市公共交通活性化協議会の設置
- ・ 平成22年8月24日（平成22年度第1回） 公共交通連携計画策定に向けての協議（市内公共交通等の現状について）
- ・ 平成22年11月12日（平成22年度第2回） 公共交通連携計画策定に向けての協議（アンケート結果に基づくニーズ及び課題を踏まえた対応策等について）
- ・ 平成23年2月2日（平成22年度第3回） 公共交通連携計画策定に向けての協議（田村市公共交通総合連携計画（素案）について）
- ・ 平成23年4月15日（平成22年度第3回） 田村市地域公共交通総合連携計画策定の承認（書面協議）
- ・ 平成23年11月25日（平成23年度第1回） 田村市地域公共交通総合連携計画に基づく田村市地域公共交通活性化事業計画策定の承認
- ・ 平成24年3月26日（平成23年度第2回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく平成24年度事業計画「大越町簡易デマンド型乗合タクシー」実施の承認
- ・ 平成24年7月27日（平成24年度第1回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく平成24年度事業計画「大越町簡易デマンド型乗合タクシー」試験運行実施の概要と運行业務委託契約の承認
- ・ 平成25年3月13日（平成24年度第2回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく平成25年度事業計画「滝根町簡易デマンド型乗合タクシー」実施の承認
- ・ 平成25年6月24日（平成25年度第1回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく「大越町簡易デマンド型乗合タクシー」及び「滝根町簡易デマンド型乗合タクシー」実施の承認
- ・ 平成25年12月9日（平成25年度第2回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく平成26年度事業計画「常葉町・都路町簡易デマンド型乗合タクシー」実施、「大越町簡易デマンド型乗合タクシー」の実施と一部エリア変更の承認
- ・ 平成26年3月14日（平成25年度第3回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく平成26年度事業計画「滝根町簡易デマンド型乗合タクシー」実施の承認
- ・ 平成26年6月25日（平成26年度第1回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく生活交通ネットワーク計画の承認
- ・ 平成26年12月10日（平成26年度第2回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく生活交通ネットワーク計画の承認
- ・ 平成27年6月24日（平成27年度第1回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく生活交通確保維持改善計画の承認
- ・ 平成27年12月10日（平成27年度第2回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく平成28年度生活交通確保維持改善計画（滝根町エリア）への指定乗降場所（小野新町駅、小野高校、ベニマル小野店、公立小野町地方総合病院、おのショッピングプラザ・コムコム）の追加について承認
- ・ 平成28年6月27日（平成28年度第1回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく生活交通確保維持改善計画の承認（平成28年度計画における臨時運行に関する事項の追加および29年度計画策定）
- ・ 平成29年6月21日（平成29年度第1回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく生活交通確保維持改善計画の承認
- ・ 平成30年6月27日（平成30年度第1回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく生活交通確保維持改善計画の承認
- ・ 令和元年6月24日（令和元年度第1回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく生活交通確保維持改善計画の承認
- ・ 令和2年7月22日（令和2年度第1回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく生活交通確保維持改善計画の承認
- ・ 令和2年12月22日（令和2年度第2回） 地域公共交通確保維持改善事業に関する一次評価案の承認
- ・ 令和3年3月9日（令和2年度第3回） 田村市地域公共交通計画策定調査業務委託審査委員会設置の承認

・ 令和3年6月18日（令和3年度第1回） 生活交通確保維持改善計画の承認（書面協議） ・ 令和4年6月30日（令和4年度第2回） 生活交通確保維持改善計画の承認（書面協議） ・ 令和5年6月9日（令和5年度第1回） 生活交通確保維持改善計画の承認 ・ 令和6年3月15日（令和5年度第4回） 田村市地域公共交通計画の実施状況及び評価の承認 ・ 令和6年6月7日（令和6年度第1回） 地域公共交通確保維持事業の承認 ・ 令和7年6月11日（令和7年度第1回） 地域公共交通確保維持事業の承認（予定）
19. 利用者等の意見の反映状況
法定協議会の構成員には、市内の代表区長、老人クラブ会長、PTA会長等、利用者の立場を代表するものが含まれており、すべての計画において本協議会に諮り承認を得ている。また、令和3年度策定した「田村市地域公共交通計画」においては、市民アンケートやパブリックコメントを実施し、住民のニーズや意見を取り入れている。
20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
（2）交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）福島県田村市船引町船引字畑添76番地2
 （所 属）田村市総務部企画調整課
 （氏 名）吉田 祐
 （電 話）0247-61-7615
 （e-mail）kikaku@city.tamura.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
田村市	有限会社ほていやタクシー	(1) 大越町エリア		大越町		往 km 復 km	291日	2,480回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR磐越東線大越駅及び磐城常葉駅と接続 地域間幹線系統古道線(船引駅前、田村市役所前バス停)と接続	③
	東部自動車合資会社	(2) 滝根町エリア		滝根町		往 km 復 km	291日	2,800回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR磐越東線菅谷駅、神俣駅及び小野新町駅と接続	③
						往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
田村市	有限会社ほていやタクシー	(1) 大越町エリア		大越町		往 km 復 km	293日	2,500回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR磐越東線大越駅及び磐城常葉駅と接続 地域間幹線系統古道線(船引駅前、田村市役所前バス停)と接続	③
	東部自動車合資会社	(2) 滝根町エリア		滝根町		往 km 復 km	293日	2,820回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR磐越東線菅谷駅、神俣駅及び小野新町駅と接続	③
						往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	田村市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	35169
交通不便地域等	35169

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
35169	田村市(全部過疎)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
田村市地域公共交通計画	令和4年3月	－
福島県県中・県南圏域地域公共交通利便増進実施計画	令和7年2月	－

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

令和8年度フィーダー系統運行回数算出根拠

○令和7年度実績見込

			令和6年			令和7年											
会社名		エリア	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月 見込	6月 見込	7月 見込	8月 見込	9月 見込	小計	推計	
(有)ほていやタクシー	運行回数	大越町内	58.0	61.0	48.0	58.0	62.0	92.0	92.0	67.3	67.3	67.3	67.3	67.3	807.4	2,347	
		大越⇨船引	128.0	102.0	133.0	117.0	116.0	142.0	140.0	125.4	125.4	125.4	125.4	125.4	1505.1		
		大越⇨滝根	2.0	3.0	4.0	2.0	2.0	3.0	4.0	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	34.3		
	輸送人員	大越町内	70	74	57	65	77	108	112	80.4	80.4	80.4	80.4	80.4	965.1	3,139	
		大越⇨船引	170	141	211	159	166	200	195	177	177.4	177.4	177.4	177.4	2129.1		
		大越⇨滝根	3	3	5	3	2	3	7	3.71	3.7	3.7	3.7	3.7	44.6		
東部自動車(資)	運行回数	滝根町内	87.0	66.0	88.0	78.0	92.0	82.0	85.0	82.6	82.6	82.6	82.6	82.6	990.9	2,256	
		滝根⇨大越	2.0	5.0	6.0	4.0	3.0	1.0	5.0	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	44.6		
		滝根⇨船引	41.0	54.0	26.0	25.0	24.0	57.0	38.0	37.9	37.9	37.9	37.9	37.9	454.3		
		滝根⇨小野	80.0	64.0	69.0	54.0	59.0	64.0	57.0	63.9	63.9	63.9	63.9	63.9	766.3		
	輸送人員	滝根町内	109	82	106	87	125	106	102	102	102.4	102.4	102.4	102.4	1229.1	2,750	
		滝根⇨大越	3	6	7	5	4	1	5	4.43	4.4	4.4	4.4	4.4	53.1		
		滝根⇨船引	44	55	29	28	28	66	62	44.6	44.6	44.6	44.6	44.6	534.9		
		滝根⇨小野	101	82	89	64	75	69	64	77.7	77.7	77.7	77.7	77.7	932.6		

○年度別推移

会社名			30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	対前年比	
(有)ほていやタクシー	運行回数	計画運行回数	280	500	1,600	2,120	3,710	3,270	1,680	2,510	2,480	99%	過去3年間の平均伸び率 1.06 2,347 × 1.06 ÷ 2,480 回
		実績運行回数	362	571	1,295	2,051	2,000	2,143	2,297	2,347			
		伸び率		1.58	2.27	1.58	0.98	1.07	1.07	1.02			
		実績運行割合	129.11%	114.20%	80.94%	96.72%	53.91%	65.5%	136.73%	93.51%			
	輸送人員	計画利用人数	440	1,140	2,600	2,600	4,070	3,270	2,090	3,380	3,310	98%	過去3年間の平均伸び率 1.06 3,139 × 1.06 ÷ 3,310 人
		実績利用人数	490	810	1,658	1,751	2,675	2,654	2,889	3,139			
		伸び率		1.65	2.05	1.06	1.53	0.99	1.09	1.09			
		実績利用割合	111.36%	71.05%	63.77%	67.35%	65.72%	81.16%	138.23%	92.87%			

会社名			30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	対前年比
東部自動車(資)	運行回数	計画運行回数	405	250	700	880	1,140	1,580	2,140	2,800	2,800	100%
		実績運行回数	224	267	610	732	1,009	2,040	2,192	2,256		
		伸び率		1.19	2.28	1.20	1.38	2.02	1.07	1.03		
		実績運行割合	55.31%	106.80%	87.14%	83.18%	88.51%	129.11%	102.43%	80.57%		
	輸送人員	計画利用人数	930	800	1,100	1,060	1,100	1,580	2,550	3,660	3,660	100%
		実績利用人数	705	795	923	987	1,345	2,829	3,193	2,750		
		伸び率		1.13	1.16	1.07	1.36	2.10	1.13	0.86		
		実績利用割合	75.81%	99.38%	83.91%	93.11%	122.27%	179.05%	125.22%	75.14%		

※ 令和8年度の計画回数、利用者数について、(有)ほていやタクシーについては過去3年間の平均伸び率を、東部自動車(資)については、前年度計画と同数を反映した数値としている。

令和9年度以降については、「8年度計画運行回数／8年度計画運行日数 × 当該年度計画運行日数」により算出。